

新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係る
サウンディング調査支援業務委託仕様書

1 委託業務名

新福岡県立美術館に併設する飲食店等の検討に係るサウンディング調査支援業務

2 業務目的

令和11年度開館予定の新福岡県立美術館（以下、新県美）は、来館者が施設を快適に利用できる環境を整備することを目的に、飲食店（1階：レストラン、3階：カフェ）を併設する予定である。

一方近年では、美術館等の公共施設から飲食店が撤退するなどの事象が発生しており、飲食店事業者側の意向を事前に調査し、事業を検討することが必要である。

本業務は、新県美において安定した誘客を図り、恒常的に飲食店が運営できるよう事業者の公募前にサウンディング調査を実施し、事業者側の意見を取りまとめるとともに、その内容について分析し、新県美にふさわしい飲食店施設の業態・業種及び事業内容を検討することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) サウンディング調査

調査にあたっては実施要領（アンケートシート含む）を発注者と協議のうえ作成し、事業者側の意見を調査する事前アンケートを実施し、その結果をふまえ、10～15件程度の事業者に対しヒアリング調査を行うこと。またヒアリングの際は議事録を作成すること。なお、調査の広報及びヒアリング等については発注者も協力を行う。

<調査が必要な項目の例>

1 業態・業種の調査

美術館との協調・連携を前提とした、導入可能な業態・業種のバリエーションの調査（他施設とのすみわけ、行政への要望等の整理・分析含む）

2 コンセプト

施設全体のコンセプト、飲食施設の展開・運営方針など

3 業態・業種に沿ったメニュー展開イメージなど

内装イメージ、ゾーニング・レイアウト案、メニューコンセプト（価格帯、県産農産物等の積極的利用等を含む）、ターゲット戦略、推奨される運営時間・休業日案、必要設備など

(2) 調査結果の整理・分析

上記(1)の調査結果を整理・分析し、報告書を作成すること。報告書の内容は以下の項目を含むものとする。

- ① アンケート調査の集計
- ② サウンディング調査結果
- ③ サウンディング調査を踏まえた提案

提案にあたっては、以下の内容について検討・整理の上、示すこと

- ア 適切な業態・業種の例示
- イ 美術館との連携を含めた事業内容
- ウ 事業者選定のための条件など
業務委託の手法、手順、選定方法及び資格条件等についての検討

5 再委託について

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して、第三者に委託し、又は再委託してはならない。ただし、委託者が業務を効率的に行う上で必要と認めた場合、若しくはプロポーザルの企画提案書に沿った業務体制と認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。

6 成果物の提出

報告書 3部（紙媒体及び電子媒体）

7 本委託業務に関する留意事項

- (1) 契約期間中は、少なくとも2回以上の中間報告及び打ち合わせを行うものとし、それ以外にも、必要に応じて報告及び打ち合わせを行うものとする。打ち合わせ記録については受託者が作成し、発注者の確認を得るものとする。
- (2) 過去に発注者が実施した、周辺マーケット調査や飲食需要見込み調査の結果については、受託者に提供する。なお、受託者が発注者の提供した調査結果に不足があると判断した場合、受託者が独自に調査を行うことを妨げるものではない。

8 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
万が一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者の責任において処理すること。
- (2) 本業務を行うため、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

9 瑕疵担保責任

本業務の納品後1年間、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

10 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

11 業務を遂行する上で必要な事項

- (1) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (2) 受注者は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたとき、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても社会的通念上当然必要と考えられるもの（打ち合わせ等を含む）については本業務に含まれるものとする。

12 その他

- (1) 本業務の契約締結及び実施にあたって必要な費用は受注者が負担すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は信義を守り、誠実に業務を遂行すること。